

# 税制改正のあらまし

## 速報版

### 1 法人税関係

#### (1) 中小法人等に対する軽減税率の時的引き下げ

資本金又は出資金が1億円以下の中小法人等の所得のうち、年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率が22%から18%に引き下げられます。

#### 適用時期

平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度。

#### (2) 中小法人等の欠損金の繰戻し還付の復活

資本金又は出資金が1億円以下の中小法人等の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができることとなります。

#### 適用時期

平成21年2月1日以後に終了する各事業年度。

#### (3) 中小企業等基盤強化税制の延長

適用期限が2年間延長されます。

#### 適用時期

平成23年3月31日までに取得し、事業の用に供した一定の機械装置等について適用されます。

### 2 相続税・贈与税関係

#### (1) 取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設

相続により取得した自社株(相続前からの保有分を含

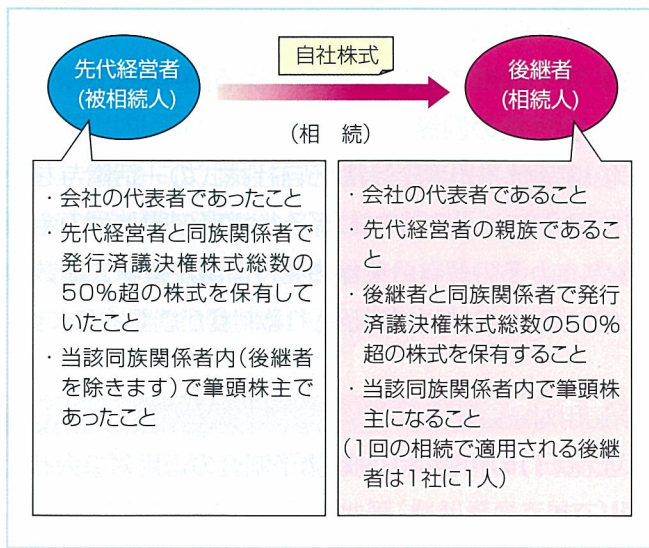
め発行済議決権株式総数等の2/3を限度)の課税価格の80%に対応する相続税額の納税が猶予される制度が創設されます。

#### ① 適用対象会社

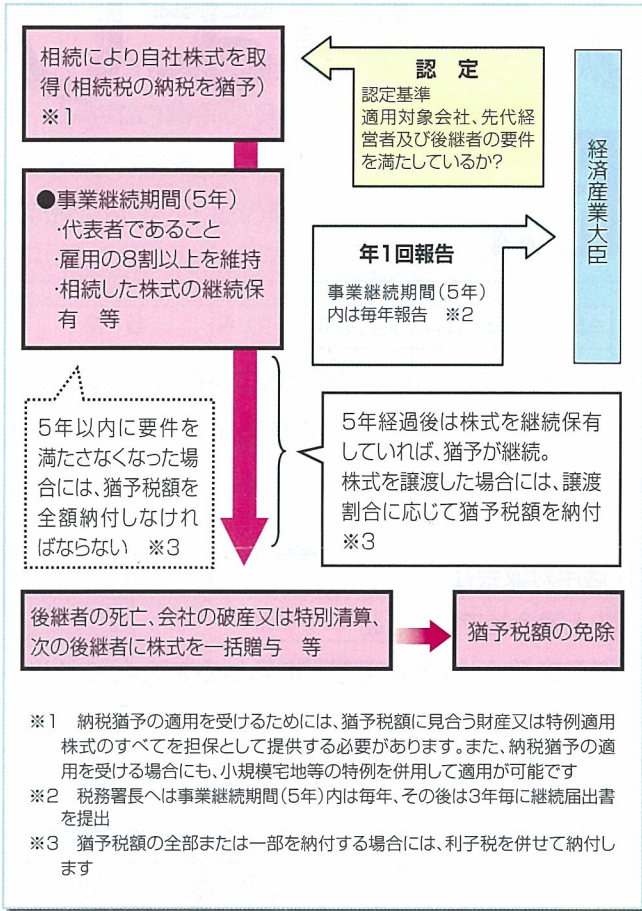
- ・非上場会社であること
- ・資産管理会社(事業実態があるものを除く)に該当しないこと
- ・風俗営業会社に該当しないこと 等

業種区分	業種	規模	
		資本金	又は 従業員
業種区分	製造業・建設業・運輸業 他	3億円以下	300人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	サービス業	5,000万円以下	100人以下
	小売業	5,000万円以下	50人以下
	一定のゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5,000万円以下	200人以下

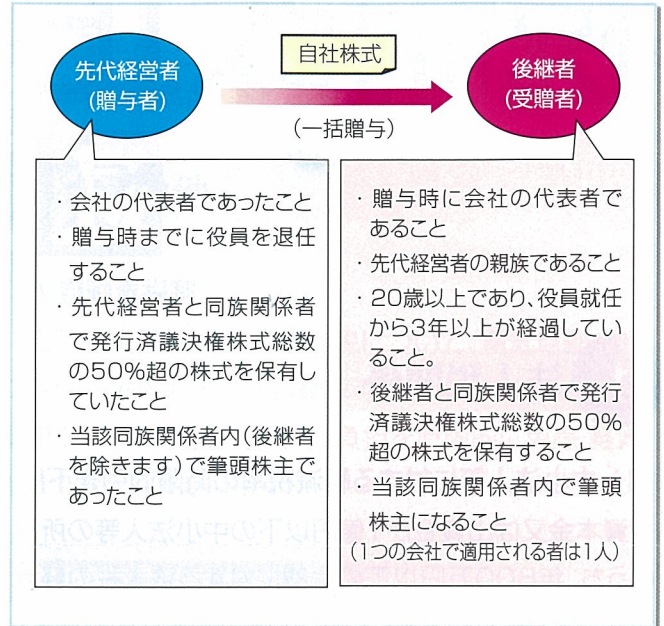
#### ② 相続人等の要件



### ③ 相続税の納税猶予制度の流れ



### ② 贈与者等の要件



### ③ 贈与税の納税猶予制度の流れ

原則的に相続税の納税猶予制度と同じです。

#### 適用時期

平成21年4月1日以後の贈与について適用されます。

#### 適用時期

平成20年10月1日以後の相続等に遡及して適用されます。また、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの間に開始した相続について、遺産に非上場株式が含まれており、かつ、被相続人が代表者であった場合には、相続税の申告期限は原則として平成22年2月1日まで延長されます。

### (2) 取引相場のない株式等に係る贈与税の納税猶予制度の創設

後継者が、先代経営者から自社株式の一括贈与を受けた場合には、当該株式に係る後継者の贈与税の全額(贈与前からの保有分を含め発行済議決権株式総数の2/3を限度)の納税が猶予される制度が創設されます。

#### ① 適用対象会社

上記(1)の相続税の納税猶予制度の適用対象会社と同じです。

## 3 所得税関係

### (1) 生命保険料控除の改組

一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除とは別枠で、新たに介護医療保険料控除が創設されます。

生命保険料控除	控除限度額	
	新制度	現行の制度
一般生命保険料控除	4万円	5万円
個人年金保険料控除	4万円	5万円
介護医療保険料控除	4万円	—

#### 適用時期

所得税については平成24年分以後の所得税について適用、個人住民税については平成25年度分以後の個人住民税について適用されることとなっています(平成22年度税制改正で創設)。

ただし、新制度は新制度の施行日以後に締結した生命保険について適用され、施行日前に締結したものは従来のとおりです(新制度と現行の制度の双方が適用される



